

監査委員公表第4号

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4号の規定に基づき定期監査を二宮町監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9号の規定に基づき、その結果を次のとおり報告します。

令和7年2月21日

二宮町監査委員 間中 晟
二宮町監査委員 羽根 かほる

1. 監査の種類
定期監査
2. 監査の実施日
令和7年1月29日（水）
3. 監査を行った監査委員
監査委員 間中 晟
監査委員 羽根 かほる
4. 監査対象とした部課等
政策部施設再編課
政策部企画政策課
政策部地域政策課
5. 監査の範囲
令和6年度8月末における財務並びに事務の執行状況

6. 監査の実施内容

財務に関する事務が、法令等に基づき適正に行われているかどうかを主眼として、監査説明書により書面調査を実施するとともに、関係職員の説明を求めた。

7. 所掌事務の概要

(1) 施設再編課

公共施設の再配置及び保全計画の総合調整に関すること、公共施設の建築、営繕及び工事施工に係る技術支援に関すること、未利用地の活用を含めた土地利用の総合調整に関すること、役場庁舎の建設に関すること等を担当している。

(2) 東京大学果樹園跡地

東京大学果樹園の閉園に伴い町が取得し、具体的な活用方法を検討しつつ、東京大学果樹園跡地活用協議会とともに管理運営を行っている。現在は「子どもと共に大人も楽しみ学べる場」をコンセプトに、町民の活動や憩いの場として利用されている場所である。

(3) 企画政策課

行政施策の総合的企画及び調整に関すること、総合計画の策定及び進行管理に関すること、広域行政に関すること、交通施策の総合調整に関すること等を担当している。

(4) 地域政策課

町民活動の推進に関すること、人権及び男女共同参画の施策に関すること、広報紙等の編集発行に関すること、町ホームページの管理・運用に関すること、定住促進のためのシティ・プロモーションに関すること等を担当している。

8. 監査結果

各課とも令和6年度予算の執行及び所管業務等財務に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められる。

また、東京大学果樹園跡地は、設置目的に沿って管理及び運営されていると認められる。

以上